

広島地方裁判所三次支部令和 4 年(ワ)第 1 4 号 損害賠償請求事件

令和 5 年 3 月 20 日 広島地方裁判所三次支部 御 中

原 告 高野 邦 夫

被 告 国

## 準 備 書 面 (4)

### 付 属 書 類

1	証拠説明書(4)	1 通
2	甲第 16,17,18 号証	写し各 1 通

### 記

#### 第一. 始めに

1. 以下においては、原告を単に私、被告国を単に国、広島地方裁判所三次支部平成 30 年(ワ)第 19 号損害賠償請求事件(甲第 1 号証)を前訴、前訴で問題となった庄原警察署宛告訴(状)を前告訴(状)1、検察官宛の告訴(状)を前告訴(状)2、前告訴(状)1, 2 の被告津田廣夫を廣夫、廣夫の行った邸宅侵入・傷害事件を前事件、庄原区検察庁副検事牛尾昌伸(平成 29 年 12 月 14 日当時)を牛尾副検事、庄原簡易裁判平成 29 年(ハ)第 8 号事件を他訴 1、庄原簡易裁判平成 29 年(ハ)第 14 号事件を他訴 2、その他の用語については随時補充いたします。なお引用法令は主として模範六法 2021 年版(電子版)からコピーして貼付けしたものです。

#### 第二. 国の文書提出命令申立書に対する意見書について

1. 国は下枠内意見書 2 頁で抜粋した部分で次のように述べている。
  - a. 本件対象文書 2 は、庄原区検察庁において作成された文書ではない旨
  - b. 相手方(国=検察)は、本件対象文書 2 所持していない旨

#### 2 本件申立ては、理由がないこと

##### (1) 相手方は、本件対象文書 2 を所持していないこと

本件対象文書 2 は、庄原区検察庁において作成された文書ではなく、相手方は、本件対象文書 2 を所持していないから、本件申立てのうち、本件対象文書 2 に係る部分は、理由がない。

なお、文書の所持の立証責任は申立人が負うことを付言する（東京高等裁判所昭和 5 4 年 8 月 3 日決定・判例時報 9 4 2 号 5 2 ページ）。

2. 国=検察は本件対象文書 2 を所持していないと述べるが、これは庄原警察署から事件送致(廣夫の傷害罪)が存したという事実を証する書面で、庄原区検牛尾副検事が作成し、他訴 2 で広島県の筆頭指定代理人の福永孝弁護士が庄原簡易裁判所に提出したものである(甲第 18 号証 2 頁)。

3 同3について

否認する。庄原警察署は合理的期間内に必要な捜査を行い、平成29年6月9日に庄原区検察庁に傷害罪で送致済みである(乙1)(被疑者は逮捕されておらず、8月22日時点においても捜査中である。)

庄原簡易裁判所 御中

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀5番5号(1階)

福永宏・福永孝 法律事務所(送達場所)

被告訴訟代理人弁護士 福 永 孝 

電 話 082-228-7791

FAX 082-228-7596

被告指定代理人

広島県警察本部 和 田 敏 

木 村 功 

小 坂 泰 典 

3. このような趣旨の文書の原本を国検が所持していないという事は、本件対象文書2は牛尾副検事が他訴2の被告広島県を支援するために偽造し、直接流出させた事になる。

4. 甲第16号証は警察からの送致事件の実況見分調書等のコピーをとる手続に関するHpからの引用です。被害者保護の観点から拒否される事はないようです。そうしますと、本件対象文書1,2共に被害者である私の文書提出命令申立書を拒否する理由はない筈でしょう。任意に提出しても良いと思料されるところです。

5. 甲第17号証は、甲第15証の5の補充ですが、数字の「16」の上段「16」には1及び6共に「ためらい点」が存在し、下段「16」には6に「ためらい点」が見られます。即ち、甲第5号証を牛尾副検事が作成した事の一証明です。

第三. 結 語

本件文書提出命令申立書の許否に関しても、本件対象文書1,2共に、犯罪被害者の保護という観点から決せられるべきものと思料するところです。

以上原告 高野 邦夫(コウノクニオ)